

平成 29 年度の意見募集でいただいた  
ご意見に対する回答一覧  
(電源 I 〳 厳気象対応調整力を除く)

関西電力株式会社

電力流通事業本部

## 目 次

- (1) 電源Ⅰ周波数調整力募集要綱（案）・契約書（案）・・・・・・・・・・ P1～P3
- (2) 電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱（案）・・・・・・・・・・ P4～P13
- (3) 電源Ⅱ周波数調整力募集要綱（案）・・・・・・・・・・ P14
- (4) 共通・・・・・・・・・・ P15

電源 I 周波数調整力募集要綱（案）・契約書（案）

番号	該当箇所	意見	回答
1	<p>電源 I 周波数調整力募集要綱                      （案） P17 第 5 章 3.（1）・電                      源 I 需給バランス調整力募集要綱                      （案） P18 第 5 章 3.（1）</p>	<p>・第 5 章 3(1)運用要件において、常時 5 分以内に契約電力の出力増減が可能であることが求められているが、実際の運用では最低出力変化速度よりも大きな変化速度帯で運用を行うことが多いことから、そのような出力帯での出力変化速度を用いた契約電力を設定することが妥当ではないか。（電源 I -b の常時 15 分についても同様）</p>	<p>発動タイミングにおいて発電機がどの出力帯で運転しているかを想定することは困難であり、ご提案のような設定では必要量を確保することができない断面が発生する可能性があることから現状どおりとさせていただきます。</p>
2	<p>電源 I 周波数調整力募集要綱                      （案） P42 第 8 章 1.（10）・電                      源 I 需給バランス調整力募集要綱                      （案） P45 第 8 章 1.（10）</p>	<p>・第 8 章 1(10)ペナルティにおいて、契約電源等が設備トラブル等により調整力を提供できなくなった際に、事前に電源 I 調整力契約電力の一部を当社に提供することを申し出て、当社がそれを認めた場合には、供出量に応じて割戻対象時間・停止日数を減少するとあるが、「申し出可能な一部供出電力」とは「トラブル当該機の調整力余力」および「契約 kW に満たない代替電源」も申し出可能との認識でよいか。</p>	<p>申し出可能な一部供出電力は、ご記載の通りです。代替電源での一部供出においては、代替電源での差し替えと同様、前日の 12 時まで実施していただきます。</p>

3	<p>電源Ⅰ周波数調整力募集要綱 (案)</p> <p>P.18 第5章募集概要 3. (1) 運用要件 二(ロ) 定期点検、補修作業時期調整の応諾</p>	<p>当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じて頂きます。</p> <p>については、応募事業者が一方的に応じるのではなく、両社で協議するとして頂きたい。</p> <p>具体的には、時期変更による容量(kW) 価格の精算なども条件に加えて頂きたい。</p>	<p>当社としては必要な調整力を確保する観点から年間の固定費をお支払いし、電源Ⅰ周波数調整力契約を締結させていただくものです。常時、必要量の調整力を確保しなければならないことから、定期点検、補修作業時期については当社の求めに応じていただきます。同一の条件によって公募を行い、入札書における容量 kW 価格を基に年間の固定費をお支払いすることとしていることから、入札後の条件緩和や応札内容の変更は応じかねます。</p>
4	<p>電源Ⅰ周波数調整力募集要綱 (案)</p> <p>P.40 第8章契約条件 1. (4) 従量料金・電源Ⅱ周波数調整力募集要綱(案) P.34</p>	<p>火力発電機の熱量消費両特性曲線やそれにより求めた定数を提出する必要性について教えて頂きたい。</p> <p>理由：設定単価(申出単価)は、営業上の重要情報であるため。</p>	<p>中央給電指令所の需給制御システムにて常時メリットオーダーで周波数制御を行うため、必要諸元としてシステムへ認識させる必要があることから、必要な定数等の提出をお願いいたします。</p>
5	<p>電源Ⅰ周波数調整力募集要綱 (案)</p> <p>P.15 第5章募集概要 2. (1) 設備要件 イ(ロ) 周波数変動保証機能</p>	<p>〔質問〕この機能は(イ)ガバナフリー機能の範囲(GF幅)内で必要な機能でしょうか。</p>	<p>周波数変動補償機能は、ガバナフリー機能の運用範囲で、いずれの出力帯においても必要な機能です。</p> <p>なお、周波数変動機能とは、ガバナ等で調整した出力がある閾値を逸脱したときに、電源等の自動出力制御装置が出力指令値に引き戻す(ガバナ等で調整する前の出力指令値に合わせる)ことを防止する機能のことです。</p>

6	<p>電源 I 周波数調整力募集要綱 (案)</p> <p>P.16 第 5 章募集概要 2. (1) 設備要件 □ 周波数制御・ 需給バランス調整機能の詳細</p>	<p>[質問]表の GF 幅 5%と言うのは、基準出力に対して± 2.5%の出力変動が出来ればよいということでしょうか。</p>	<p>第 5 章 募集概要 2.(1) 設備要件 □ 周波数制 御・需給バランス調整機能の詳細の表に記載している GF 幅 5%は、基準出力に対して±5%の出力変動を意 味しています。</p>
7	<p>電源 I 周波数調整力契約書 (案)</p> <p>第 10 条 (停止割戻料金)</p>	<p>[意見]御社の電力系統停電が原因となって甲の電力設備 に事故が発生した場合は甲の免責となることについて、追記 をお願いいたします。</p> <p>[理由]甲の責めとならない甲の電力設備の事故については 免責とすることで、双務的な契約書としたいため。</p>	<p>乙の電力系統停電が原因となって甲の電力設備に事 故が発生した場合は、電源 I 周波数調整力契約書の 第 10 条 (停止割戻料金) に記載の「停止を生じた理 由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙 が認めた場合は、停止割戻料金の対象としないことがで きるものとする。」に該当するものと考えますが、具体的に は、都度、協議の上、判断させていただきます。</p>

電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱（案）

番号	該当箇所	意見	回答
1	電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱（案）P14 第5章 1.（3）	<p>"(原 案)専用線オンライン（簡易指令システムをの用いたものを除きます。）で発電等出力調整可能な電源等（修正案)原則オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等</p> <p>【理由】実証事業等により、簡易指令システム相当の技術は既に検証されているため。DR での応札に際し、専用線オンラインを新たに敷設することはコスト増につながり、安価な調整力提供を妨げるため。"</p>	<p>今年度の募集については専用線オンラインで発電等出力調整可能な電源等としています。なお、簡易指令システムを電源Ⅰ需給バランス調整力（電源Ⅱ需給バランス調整力）に適用することで、更なるメリットオーダー運用に繋がると考えられることから、次年度以降での対応となりますが、このシステムを中央給電指令所の需給制御システムへ接続することについてバーチャルパワープラント構築実証事業で検証し、その結果を踏まえ、検討を進めていきます。</p>
2	電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱（案）P16 第5章 1.（6）	<p>DR アグリゲーターでの応札にあたり、最低入札量を0. 1万 kW まで引き下げていただきたいです。また、運用としてアグリゲーターが複数の需要家のリレー方式で調整力を提供することを認めていただけますでしょうか。</p>	<p>最低入札量を1万 kW としている理由としては、専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中央給電指令所の需給制御システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えているためです。</p> <p>運転継続時間において必要な調整力を供出可能であれば、需要家のリレー方式で調整力を提供いただくかどかはアグリゲータさまの判断となります。</p>

3	電源 I 需給バランス調整力募集要綱 P23 イ 入札書（様式 1）	<p>（原案）調整力契約電力 ●kW（修正案）調整力契約電力に関する月別・時間帯区分別の設定実施【理由】送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I -a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I -b に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース（空調・照明等）の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考え。</p>	<p>電源 I 需給バランス調整力については、発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期（年間）をベースに調達することとしています。ただし、電源 I 周波数調整力や電源 I 需給バランス調整力と常時活用や上げ下げ調整などといった使用形態が異なる電源 I 厳気象対応調整力については、制度設計専門会合での議論状況を踏まえ検討してまいりたい。なお、調整力の要件の細分化（月別・時間帯別）については、検討に時間がかかるため今後の課題とさせていただきます。</p>
4	電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P30 八-3 様式 3-3	<p>（原案）アグリゲータが集約する需要家等の一覧を提示（修正案）アグリゲータが集約する需要家等の一覧の提示はよいが、記載内容に関して、供給地点番号の記載は、なくしていただきたい 【理由】供給地点番号は、需要家承諾（押印要）が必要となるため、契約等が確定しないと需要家からの受領が困難である。</p>	<p>第 19 回 制度設計専門会合（資料 3-1）にてご説明させていただきましたように、昨年度の他社実績において、複数のアグリゲータが同一の需要家を重複して応札されたことを踏まえ、当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、必要な調整力を確実に確保する観点から、同様の事象を未然に防止するため、アグリゲータさまには供給地点番号の記載をお願いしております。</p>
5	電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P39 第 7 章 3.	<p>DR 応札に向けた加點評価をご検討いただけますでしょうか？ネガワットがポジワットと同等の評価を得られるようご検討いただきたいです。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」において「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、評価項目を設定しています。</p>

6	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P39～ 第 7 章（全般）</p>	<p>（原案）kW 単価のみで落札事業者を決定（kW 単価で評価された落札事業者が kWh 契約を締結する仕組み）（修正案）kW 単価だけでなく kWh とトータルでのコスト評価で落札事業者を決定する【理由】kW は安いが高 kWh が高い事業者を選定することにつながり、結果的にトータルコストで安価な事業者を落札しないことにつながる。</p> <p>（現行の kWh 契約は、kW 評価のみでの落札事業者に対して調整力電源の運転に必要なコスト（起動費、運転費（揚水運転費を含む）、ブラックスタート機能維持費等）を実費支払とするため。）kW 単価だけで評価すると減価償却が進行した固定費等、安価なケースのみが評価を受けてしまう（新規参入者等が新たに投資した固定費の競争力がなくなる）るため。</p>	<p>経済産業省による「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づき kW 単価のみで落札事業者を決定しています。なお、評価において年間固定費だけでなく、非価格要素での評価項目を設けており、減価償却が進行した電源だけが評価を受けるわけではないと考えています。また、電源 I は一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力であり。実運用時において電源 II と経済差替可能であり、トータルコストの削減にも寄与していると考えます。ただし、電源 I 周波数調整力や電源 I 需給バランス調整力と常時活用や上げ下げ調整などといった使用形態が異なる電源 I 厳気象対応調整力については、制度設計専門会合での議論状況を踏まえ検討してまいりたい。</p> <p>&lt;一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方 抜粋&gt;</p> <p>「4. （6）①原則的な評価の基準（電源 I））にて「電源 I について、発電事業者等による応札の結果、落札者を決めるに当たっての原則的な評価の基準は、コストの適切性の観点からは当然に容量（kW）価格であり、当該価格の低い応札者から順番に、必要量に達するまで落札することとなる」</p>
---	--	---	--

7	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱 P42 第 8 章 1. (1) □</p>	<p>(原案) アグリゲータが供出する電源 I 需給バランス調整力が 1 万 kW 以上であり、 (修正案) アグリゲータが供出する電源 I 需給バランス調整力が 1000kW 以上であり、 【理由】小容量の取引が排除されないようにすべきであると考えため。JEPX でも 100kW を取引単位としている。</p>	<p>最低入札量を 1 万 kW としている理由としては、専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中央給電指令所の需給制御システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えているためです。</p>
8	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱 (案) P16 第 5 章 1. (6)</p>	<p>(原案) +1 万 kW、最低入札量は+1 万 kW。(修正案) ①+0.1 万 kW、最低入札量は+0.1 万 kW、 ②契約調整力に関する月別・時間帯区別の設定実施 【理由】①小容量の取引を排除することがないようにすべきと考えるため。②送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I -a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I -b に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース (空調・照明等) の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考え。</p>	<p>①最低入札量を 1 万 kW としている理由としては、専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中央給電指令所の需給制御システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えているためです。  ②発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期 (年間) をベースに調達することとしています。ただし、電源 I 周波数調整力や電源 I 需給バランス調整力と常時活用や上げ下げ調整などといった使用形態が異なる電源 I ' 厳気象対応調整力については、制度設計専門会合での議論状況を踏まえ検討してまいりたい。なお、調整力の要件の細分化 (月別・時間帯別) については、検討に時間がかかるため、今後の課題とさせていただきます。</p>

9	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P.17 第 5 章募集概要 3.（1）運用要件 八原則 8 時間提供可能</p>	<p>[意見]「原則として 8 時間にわたり当社の指令に従った運転継続が可能であることが必要です」とありますが、8 時間の根拠を教えてください。また 8 時間より短い場合、落札評価への影響度合いをご教示をお願いします。 [理由]本年度 V P P 実証では 4 時間継続を検証されるため。</p>	<p>①運転継続時間設定の根拠として、前日から当日朝におけるピーク需要想定誤差 5 %を考慮すると、「最大 3 日平均電力 - 5 %」の時間に、調整力を活用する可能性があり、この時間帯が当社の場合 8 時間となるためです。 ②応札については、8 時間よりも短いものでも可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたしません。</p>
10	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P.17 第 5 章 募集概要 2.（1）設備要件</p>	<p>[意見]OTM機能が無い電源について、本メニューへの参加は減点対象となり参入可能との理解で良いでしょうか。 [理由]第 18 回調整力等委員会にて記載されている減点側の項目に OTM 機能の記載がないため確認させて頂きたい。</p>	<p>電源 I 需給バランス調整力の設備要件としては「OTM 機能」が必須となります。したがって「OTM 機能」を有さない電源については、減点対象ではなく、応札いただくことが出来ません。</p>
11	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P17 第 5 章 2.（1）□</p>	<p>（原案）火力発電設備以外については上記発電設備と同等の機能を有していただくこととし、詳細は、別途協議。 （修正案）DR については●●●●【理由】DR が満たすべき具体要件を把握し、DR での参加可能性を判断するため</p>	<p>「火力発電設備以外」の部分に DR も包含されております。詳細については別途協議とさせていただきます。</p>

12	<p>電源 I 需給バランス調整力募集 要綱（案）P14 第 5 章 1. （3）</p>	<p>原案に対し以下の様な修正を要望いたします。 （原案）専用線オンライン（簡易指令システムをの用いたものを除きます。）で発電等出力調整可能な電源等 （修正案）原則オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等 【理由】実証事業等により、簡易指令システム相当の技術は既に検証されているため。DR での応札に際し、専用線オンラインを新たに敷設することはコスト増につながり、安価な調整力提供を妨げるため。</p>	<p>今年度の募集については専用線オンラインで発電等出力調整可能な電源等としています。なお、常時の需給バランス調整にてメリットオーダー運用するためには、中央給電指令所の需給制御システムへの接続が必要であることから、今年度実施するバーチャルパワープラント構築実証事業でセキュリティ面を含めて検証し、その結果を踏まえ、検討を進めることとしています。</p>
----	---	---	--

13	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P16 第 5 章 1. (6)、P23 イ 入札書（様式 1）関連</p>	<p>原案に対し以下の様な修正を要望いたします。</p> <p>（原案）+1 万 kW、最低入札量は+1 万 kW。</p> <p>（修正案）①+0.1 万 kW、最低入札量は+0.1 万 kW。</p> <p>②契約調整力に関する月別・時間帯区分別の設定実施。</p> <p>【理由】①小容量の取引を排除することがないようにすべきと考えるため。</p> <p>②送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I -a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I -b に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース（空調・照明等）の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考え。</p>	<p>①最低入札量を 1 万 kW としている理由としては、専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中央給電指令所の需給制御システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えているためです。</p> <p>②発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期（年間）をベースに調達することとしています。</p> <p>ただし、電源 I 周波数調整力や電源 I 需給バランス調整力と常時活用や上げ下げ調整などといった使用形態が異なる電源 I' 廠気象対応調整力については、制度設計専門会合での議論状況を踏まえ検討してまいりたい。</p> <p>なお、調整力の要件の細分化（月別・時間帯別）については、検討に時間がかかるため、今後の課題とさせていただきます。</p>
14	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P17 第 5 章 2. (1) □</p>	<p>（原案）火力発電設備以外については上記発電設備と同等の機能を有していただくこととし、詳細は、別途協議。</p> <p>（修正案）DR が満たすべき具体要件を把握し、DR での参加可能性を判断するため、火力発電設備以外にも、DR が満たすべき機能の具体化を要望したい。</p>	<p>火力発電設備以外に DR も含まれております。詳細については別途協議とさせていただきます。</p>

15	電源 I 需給バランス調整力募集 要綱（案）P30 八-3 様式 3-3	<p>（原案）アグリゲータが集約する需要家等の一覧を提示 （修正案）アグリゲータが集約する需要家等の一覧の提示はよいが、記載内容に関して、供給地点番号の記載は、なくしていただきたい</p> <p>【理由】供給地点番号は、需要家承諾（押印要）が必要となるため、契約等が確定しないと需要家からの受領が困難である。</p>	<p>第 19 回 制度設計専門会合（資料 3-1）にてご説明させていただきましたように、昨年度の他社実績において、複数のアグリゲータが同一の需要家を重複して応札されたことを踏まえ、当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、必要な調整力を確実に確保する観点から、同様の事象を未然に防止するため、アグリゲータさまには供給地点番号の記載をお願いしております。</p>
----	---	--	---

16	電源 I 需給バランス調整力募集要綱 (案) P39 第 7 章 (全般)	<p>(原案) kW 単価のみで落札事業者を決定 (kW 単価で評価された落札事業者が kWh 契約を締結する仕組み)</p> <p>(修正案) kW 単価だけでなく kWh とトータルでのコスト評価で落札事業者を決定する</p> <p>【理由】kW は安いが高 kWh が高い事業者を選定することにつながり、結果的にトータルコストで安価な事業者を落札しないことにつながる。(現行の kWh 契約は、kW 評価のみでの落札事業者に対して調整力電源の運転に必要なコスト (起動費、運転費 (揚水運転費を含む)、ブラックスタート機能維持費等) を実費支払とするため。)</p> <p>kW 単価だけで評価すると減価償却が進行した固定費等、安価なケースのみが評価を受けてしまう (新規参入者等が新たに投資した固定費の競争力がなくなる) ため。</p>	<p>経済産業省による「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づき kW 単価のみで落札事業者を決定しています。なお、評価において年間固定費だけでなく、非価格要素での評価項目を設けており、減価償却が進行した電源だけが評価を受けるわけではないと考えています。また、電源 I は一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力であり、実運用時において電源 II と経済差替可能であり、トータルコストの削減にも寄与していると考えます。</p> <p>ただし、電源 I 周波数調整力や電源 I 需給バランス調整力と常時活用や上げ下げ調整などといった使用形態が異なる電源 I 厳気象対応調整力については、制度設計専門会合での議論状況を踏まえ検討してまいりたい。</p> <p>&lt;一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方 抜粋&gt;</p> <p>「4. (6) ①原則的な評価の基準 (電源 I) ) にて「電源 I について、発電事業者等による応札の結果、落札者を決めるに当たっての原則的な評価の基準は、コストの適切性の観点からは当然に容量 (kW) 価格であり、当該価格の低い応札者から順番に、必要量に達するまで落札することとなる」</p>
----	---------------------------------------	--	--

17	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P42 第 8 章 1.（1）□</p>	<p>（原案）アグリゲータが供出する電源 I 需給バランス調整力が 1 万 kW 以上であり、（修正案）アグリゲータが供出する電源 I 需給バランス調整力が 1000kW 以上であり、【理由】小容量の取引が排除されないようにすべきであると考えため。JEPX では 100kW を取引単位としている。ポジワットの把握容量基準は 0.1 万 kW となっているが、ネガワットとポジワットの評価を別にする事で、最低容量の変更は可能であるとする。</p>	<p>最低入札量を 1 万 kW としている理由としては、専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中央給電指令所の需給制御システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えているためです。</p>
18	<p>電源 I 需給バランス調整力募集要綱（案）P42 第 8 章 1.（1）□（ハ）</p>	<p>（原案）需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。</p> <p>（※要望）調整力公募期間中および期間後を含み、本件に係る業務量の増大とならないような仕組みを要望したい。また、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等の供給力確保の問題解決にあたっては、アグリゲータの需要家獲得阻害とならないよう、送配電事業者や第三者等による調整がなされる仕組み等を要望したい。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワットガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売 X の需要家に対する小売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売 X とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売 X に対して支払う調整金（ネガワット調整金）について契約において規定する必要がある。」とされているとおり、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。</p>

電源Ⅱ周波数調整力募集要綱（案）

番号	該当箇所	意見	回答
1	電源Ⅱ周波数調整力募集要綱（案）	<p>・電源Ⅱについては、従量料金だけの精算であるが、周波数調整に貢献している調整能力に対しても対価の設定をご検討いただきたい。</p>	<p>需給調整市場における課題だと認識しており、将来の市場設計の中で検討してまいります。</p>
2	<p>電源Ⅱ周波数調整力募集要綱（案） P15 第5章募集概要 3. (1) 運用要件 □</p>	<p>特別な事情がある場合を除いて、これに応じて頂きます。については、 応答義務が免除される要件が明確に示されていません。 ゲートクローズ後に余力がある場合でも、調整力の提供を拒否できる場合について明示して頂きたい。 理由：2016年7月28日付、METI 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合にて METI の一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る監視の考え方（案）の中で、拒否できる場合の要件について考え方が記載されているため。</p>	<p>電源Ⅱ周波数調整力契約書の第3条（発電計画の提出）に「甲は、発電機ごとに当該調整電源のバランシンググループの発電計画値（以下「B G 最経済計画値」という。）を、電力広域的運営推進機関を通じて乙に提出するものとする。ただし、乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電等計画値、発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。」と記載の通り、提出いただいた発電等可能電力量や運用制約等の中で運用することとなっております。そのうえで特別な事情がある場合は、指令追従の対象外としておりますが、具体的な事情について契約協議の中等で判断・取決めさせていただきます。</p>

共通

番号	該当箇所	意見	回答
1	共通	1.17年現時点での調整力発動状況について、各調整力の発動回数、頻度の公開は可能でしょうか。	当社の系統運用および事業者との契約に関する事項のため、回答は差し控えさせていただきます。